

## 【フィリピン】介護士の資格と権利に関する法案の策定

海外立法情報課 南波 聖太郎

\* 2016年12月、下院労働雇用委員会において介護士福祉法案が承認された。これは、介護士の資格を要件化してその国際的競争力を強化し、また、国内における介護士の基本的な労働の権利を保障しようとするものである。

### 1 立法の背景

各国との経済連携協定（EPA）の締結などを背景として国外で就労するフィリピン人の数は増加しており、介護士は、その主要な職種の一つとなっている。2014年に新規に国外で就労した労働者の数は、船員等の海上労働者を除いて、前年比4.8%増の48.7万人であった。そのうち、介護士として就労した者は全体の2.5%の約1.2万人であり、家政婦（18万人）、看護婦（1.9万人）、ウェイター（1.3万人）に次いで4番目に多かった（注1）。その反面、介護士の国外での定着は進まずに短期間で帰国する者が多いため、国内では介護士の供給過多の状況が生じ、賃金の低下などの問題も発生していると言われてきた（注2）。

### 2 法案の内容

「介護士の職務遂行上の保護と福祉に関する法案」（House Bill 269）が、2016年12月に下院労働雇用委員会で承認された（注3）。以下、法案の内容を紹介する。

#### (1) 立法の目的

立法目的は、次の2点である。①介護士のサービスの質を高め、国際的な競争力を強化すること。②介護士の権利を保護し、介護士への虐待、ハラスメント、暴力、経済的搾取を防止すること。

#### (2) 介護士の資格要件

技術教育・技能開発局（Technical Education and Skills Development Authority: TESDA）に認可された訓練を修了している者のみが、介護士の職に従事することができる。介護士は、日常生活の補助だけでなく、血圧や呼吸速度の測定などの日常的な健康管理、処方された薬の自宅での投与やリハビリの補助、衛生管理のアドバイスなども行うことができなくてはならない。

#### (3) 雇用契約

雇用者と介護士は、業務開始前に、双方が理解できる言語を用いて契約書を作成しなくてはならない。契約書には、職務内容、雇用期間、対価、控除、勤務時間、残業手当、休暇、食事、宿泊所、療養、契約打ちりの条件を記載する。

契約の際、介護士は次の書類を提示する義務がある。①所定の訓練を修了したことを証明する教育機関の証明書、②保健衛生官の発行する健康診断書、③バラングイ（村や区に相当する最小の行政単位）と警察の発行する許可書（clearance）である。

#### (4) 労働時間と休暇

労働時間は、当事者間の契約に委ねられるが、最低でも1日に合計8時間以上の休憩、1週間に24時間以上の休日が保障されなくてはならない。また、休日の設定に当たっては、介護士の宗教的事情が配慮されなくてはならない。

#### (5) 賃金

次の賃金を保障する。マニラ首都圏では7,000ペソ（注4）、市及び第1級に分類される町では5,500ペソ、その他の町では4,000ペソを月額最低賃金とする（注5）。給与は、隔週または月に2回、給与明細を付して、直接支払う。約束手形等での支払は禁止する。

また、以下の諸手当を与える。1年以上勤務した場合、年間5日の有給休暇を与える。月収5,500ペソ以上の者に、法定の賞与を支給する（それ以下の所得の者に関しては当事者間で協議する）。1か月以上勤務した者は、健康保険などの社会保障に加入させる。1日3食以上の食事と寝具を提供する。病気やけがの際には十分な休息を与える。

#### (6) 雇用契約の破棄に関する条件

雇用者が、契約時に合意された雇用期間の途中で介護士との契約を破棄できるのは、以下の場合に限る。すなわち、正当な命令に従わない場合、日常的な職務怠慢や雇用者への裏切りあるいは犯罪の教唆があった場合、被介護者やその家族に感染し得る病気にかかった場合である。同様に、介護士は、被介護者や雇用者から誹謗や中傷、虐待等の非人道的扱い、犯罪の教唆、契約違反を受けた場合に限り、契約期間中に職を辞すことができる。これらに該当しない場合には、15日分の給与を返納又は支給することで賠償しなくてはならない。また、介護士と雇用者の間に係争が生じた場合は、各地方に設置された労働雇用省のオフィスに報告しなくてはならない。また、介護士は、勤務中に知り得た被介護者やその家族に関する情報の守秘義務を負う。

#### (7) 民間人材斡旋業者の責務

介護士は、民間の斡旋業者を利用することができるが、その業者は労働法に基づき政府の認可を受けた業者でなければならない（注6）。この民間業者は、以下の責務を負う。①派遣が決まった介護士には雇用前研修を行い、雇用者にも雇用者側の責任等について説明を行う。②介護士と雇用者の間で交わされた契約を複写して保管し、労働雇用省の求めに応じて提供する。③介護士の雇用者に対する不満等を尊重し、政府機関と共にその権利を守る。④介護士から登録料や派遣料を徴収しない。

注（インターネット情報は2017年1月20日現在である。）

(1) Philippine Overseas Employment Administration, *Annual Report 2014*, p.25. <<http://www.poea.gov.ph/annualreports/annualreports.html>>

(2) 厚生労働大臣官房国際課。『2007~2008年海外情勢報告』2008年, p.120.

(3) An Act Instituting Policies for the Protection and Welfare of Caregivers in the Practice of Their Profession. <[http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic\\_17/HB00269.pdf](http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB00269.pdf)>

(4) 1ペソは約2.2円（平成29年1月分報告省令レート）。

(5) フィリピンの地方行政区分は、州、市、町、バランガイから成り、町（Municipality）は経済規模に応じて6つの等級に分類されている。

(6) 国外で就労する際には個人で契約することは認められておらず、フィリピン海外雇用庁（Philippine Overseas Employment Administration）の認可を受けた業者を通じて契約しなくてはならない。